

いわて八幡平白銀国体配宿業務

業 務 仕 様 書

令和 4 年 6 月

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「いわて八幡平白銀国体配宿業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、実行委員会が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

いわて八幡平白銀国体配宿業務

2 本業務の目的

本業務は、いわて八幡平白銀国体の参加選手及び監督（以下「選手団」という。）並びに都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿舎決定等を円滑に行うため、宿舎の確保及び配宿業務等を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

4 いわて八幡平白銀国体の概要

開催時期	令和5（2023）年2月17日（金）～20日（月）
大会名称	特別国民体育大会冬季大会スキー競技会
大会愛称	いわて八幡平白銀国体
スローガン	白銀に 映えるみんなの 夢・未来
会 期	競技会4日間（初日に開始式）
会 場	八幡平市（安比高原スキー場、矢神飛躍台、田山クロスカントリーコース）
実施競技	ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンパインド、クロスカントリー
参加資格	開催年度において中学3年生以上の選手
参加人員	選手・監督等：約1,800人

※ 詳細は岩手県HPを参照のこと

岩手県HP：<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1041434/index.html>

5 本業務の内容

本業務の内容は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会実施要項（4宿泊要項）に基づき実施すること。

なお、具体的な業務内容については、次のとおり。

（別紙フロー図参照のこと。）

(1) 宿泊施設受入調査の実施

宿泊施設について、客室数と収容人数、食事提供方法、駐車場の有無、ランドリーの有無、ワックスルームの有無等を示した調査票の作成、発送、回収、集計をし、提出すること。

(2) 宿泊施設の確保

八幡平市で開催された「第71回全国高等学校スキー大会」及び秋田県で開催された「第77回国民体育大会冬季大会スキー競技会」における実績を分析の上、配宿対象者と配宿

対象者数に基づき、必要な客室を確保のうえ、仮予約を行うこと。

なお、選手団は、八幡平市内にある競技会場地近隣の宿泊施設に優先して配宿するものとし、八幡平市内のみでの配宿が不可だった場合には、県内宿泊施設への配宿の手配を図ること。

(3) 来会調査の実施

仮配宿を行うための来会調査を実施すること。

※ 詳細な調査内容については、実行委員会にて調整のうえ、追って指示する。

(4) 仮配宿の実施

宿泊施設受入調査、来会調査の結果を基に配宿シミュレーションを行うこと。

配宿対象者数を宿泊施設に仮配宿し、宿泊対象者区分別、選手団別、競技別、宿泊施設別の配宿表を作成及び提出すること。

配宿表の作成にあたっては、各都道府県選手団の一体性が確保され、かつ競技会場との移動による負担が軽減されるよう配慮すること。

(5) 本配宿の実施

配宿センターを設置し、宿泊申込みの受付を行うこと。宿泊申込みの受付後、直ちに本配宿を行い、配宿表を作成及び提出すること。

なお、配宿の確定後、各都道府県宿泊申込代表者へ配宿決定通知書を送付すること。

(6) 宿泊施設との調整

ア 宿泊部屋

選手団及び関係者の1人の宿泊に要する広さは、宿泊要項に基づき、3.3㎡（2畳）以上とすること。

イ ワックスルームの設置

選手団の宿泊施設内又は近隣にワックスルームを設けること。

ウ 食事の提供及び食品衛生

競技会に対応するための早朝及び遅い時間帯を含めた食事及び食事場所について調整すること。

また、食中毒など食品衛生対策の実施方法やその実施体制について、検討の上宿泊施設へ必要な指導を実施すること。

エ 感染症対策

宿泊施設に向けて、政府方針、日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、開催地の実情に応じた開催地版ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に必要な指導を実施すること。

オ 障がい者対応

宿泊施設の設備を確認のうえ、障がい者の宿泊に必要な対策指導を実施すること。

カ 宿泊施設説明会の開催

仮配宿の実施後、配宿予定施設の従業員等を対象として宿泊施設説明会を開催すること。内容については、上記ア～オ内に示す内容をもとに、実行委員会と協議の上、決定すること。

(7) 会議開催の補助

実行委員会が開催する会議及び実行委員会が行う関係機関との協議等に必要な資料を調製するとともに、必要に応じて出席の上、説明の補助を行うこと。

また、業務における協議・打合せは、実行委員会が必要とした場合は随時行うとともに、資料・情報の提供を行うものとする。

(8) 実行委員会及び八幡平市実行委員会との調整

業務の実施に当たっては、八幡平市実行委員会が行う交通輸送と十分に調整の上、実行委員会及び八幡平市実行委員会と協議し、連携を図ること。

(9) その他

以上に掲げる業務のほか「2」に掲げる目的を達成するための取組について、企画、運営、管理を行うこと。ただし、予算の範囲内で実施可能となる取組に限る。

6 提出書類

- (1) 業務工程表
- (2) 宿泊施設受入調査の結果
- (3) 仮配宿表
- (4) 配宿表
- (5) 宿泊実績報告書
- (6) 業務完了届

※ 様式については、実行委員会にて調整の上、追って指示する。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を実行委員会に対して書面で報告しなければならない。
- (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ア 実行委員会は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 実行委員会は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ウ 受託者は、アあるいはイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、実行委員会に対して書面で提出しなければならない。
- (3) 機密の保持
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年10月1日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 競技会の宿泊に関する選手団及び関係者からの連絡、問合せには全て対応すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、両者協議の上進めるものとする。